

((((伝建群だより))))

編集・発行 桐生市総合政策部重伝建まちづくり課重伝建係
Tel 0277-46-1111(内線346, 347)
Fax 0277-43-1001
E-mail denkengun@city.kiryu.lg.jp

平成25年12月1日発行 No.26

平成27年度 修理・修景工事に関する補助事業のご案内

平成27年度（平成27年4月～平成28年3月）に桐生市からの補助金を利用した修理や修景に関する工事をお考えの方は、下記の期間内に、重伝建まちづくり課までお申出下さい。

■ 申出期間 平成26年2月28日（金）まで

※ 注意：補助金を利用するためには、事前の準備が必要となるためこの期間内に申出が無い場合、平成27年度の補助金を受けることが出来なくなりますので、ご注意下さい。



★ ☆ 平成27年度 修理・修景工事に関する補助事業の手続きと流れ ★ ☆

1. 修理(修景)工事を実施する前年度（平成26年3月～平成27年3月）

修理実施のための準備期間

① 建築士や業者の方と修理（修景）方法について検討を行います

○お申出をされた方は、工事を依頼する建築士や業者の方と、どの様な修理（修景）を行なうかを相談し、工事方法や費用などについて、検討して下さい。

【この手続きを行っていただく時期の目安 → 平成26年3月から7月の間】

② 上記①の検討結果に基づき修理（修景）計画を作成します

○検討結果について桐生市と協議を行い、了承が得られた場合は、詳細な修理計画を作成し、工事費用の積算を行なって下さい。

【この手続きを行っていただく時期の目安 → 平成26年8月から11月の間】

③ 上記②の修理（修景）計画に基づき審議会や文化庁と協議します

○桐生市が審議会や文化庁と協議を行い、了承を得られた工事のみ、補助金の利用が可能になります。了承を得るには綿密な調査に基づく計画書作成が重要です。

【協議時期の目安 → 平成26年12月から平成27年3月の間】

※ 裏面へつづく

～重伝建のまち桐生～

伝統と創造 粋なまち 桐生

2. 修理(修景)工事を実施する年度 (平成27年4月～平成28年2月)

修理実施期間

④ 補助金交付 及び 現状変更行為許可 の申請を桐生市に行ってください

○工事は許可後に着手し、平成28年2月までに完了して下さい。

【工事期間 → 平成27年4月から平成28年2月】

⑤ 修理(修景)工事の完了後、補助金の交付を行います

○工事が完了しましたら、桐生市へ工事が完了した旨を報告して下さい。市では工事完了の報告を受け、工事が計画の通り適正に行われているかを確認し、申請に基づき補助金額を申請者に交付します。

3. 修理(修景)工事を行う場合の補助金について (補助制度の概要)

■ 修理工事の場合 (修理事業)

補助対象となる建物	伝統的建造物 (保存すべき建物として所有者の同意を得て指定した建物)
補助対象となる工事	保存計画に定める修理基準に基づく伝統的建造物の外観に関する修理や建物の構造体に係る修理 (耐震補強含)
補助金の額	○建築物 → ・補助限度額 800万円 (補助率 80%以内) ○工作物 → ・補助限度額 300万円 (補助率 80%以内)

■ 修景工事の場合 (修景事業)

補助対象となる建物	伝統的建造物以外の建物 (伝統的建造物は修理工事になります)
補助対象となる工事	保存計画に定める修景基準に基づく伝統的建造物以外の建物の新築など なお、対象となる範囲は、道路などの公共空間から見える外観の部分です。
補助金の額	○建築物 → ・補助限度額 600万円 (補助率 60%以内) ○工作物 → ・補助限度額 150万円 (補助率 60%以内)

■ その他の事業に関する補助金

○復旧事業

修理基準に基づく環境物件の復旧に関する費用の補助

・補助限度額 50万円 (補助率 50%以内)

○管理事業

保存地区内の建造物の維持管理のため、必要な設備等の配置を行うため費用の補助

・補助限度額 100万円 (補助率 90%以内)

●注意事項●

補助金は予算の範囲内になるため、お申出をいただいて修理計画を作成した場合でも、補助金の利用が出来ない場合があります。

また、④(申請)以前に行なう業務については補助金の対象外です。